

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月24日

【会社名】 株式会社サイバーエージェント

【英訳名】 CyberAgent, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 会長 藤田 晋

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区宇田川町40番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 会長 藤田 晋は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社61社（金額的重要性が僅少であるものを除き原則としてすべての事業拠点）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社25社及び持分法適用関連会社9社については、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループはメディア事業、インターネット広告事業、ゲーム事業を主たる事業として営んでおります。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、これら事業の重要性を判断する共通的な財務指標であり、また、当社グループが重視する経営指標の一つとして位置付けている売上高を事業拠点の重要性を判断する指標として適切なものであると判断し、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、そのおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。なお、売上高を用いた場合、当社グループの各事業の利益率の違いにより、実際の事業貢献度や経済的実態を適切に評価できないケースがあることから、営業利益の金額的重要性を踏まえた評価対象としての追加の要否も検討しております。また、前連結会計年度に係る内部統制報告書の訂正報告書において、開示すべき重要な不備を識別した株式会社CyberOwl（以下、「CyberOwl」）については、質的重要性を勘案して「重要な事業拠点」に含めております。さらに、一定期間、評価範囲外となってきた拠点については、評価対象としての追加の要否を個別に検討した上で、8事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、主たる事業における事業活動において共通して多額に計上されている、売上高、売掛金、売上原価等に至る業務プロセスを評価の対象としました。また、貸借対照表及び損益計算書の構造における重要な勘定科目として、メディア事業においては広告宣伝費等を、ゲーム事業においてはソフトウェア等に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して営業投資有価証券、投資有価証券、長期貸付金及びソフトウェア等の評価並びに税効果会計の適用プロセス等を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

前連結会計年度に係る内部統制報告書の訂正報告書に記載したとおり、当社の連結子会社であるCyberOwlにおいて、不適切な会計処理があることが社内調査により判明したことに伴い、以下の開示すべき重要な不備を識別しました。

（当社グループの全社的な内部統制における開示すべき重要な不備）

- ・ CyberOwlのアフィリエイト事業の特性を踏まえたリスク評価と対応ができていなかったことに関する全社統制の運用状況の不備。
- ・ CyberOwlにおいて兼任等を禁止するルール等が明文化できておらず、事業責任者と経営管理責任者の兼務状態を長期化させてしまったことに関する全社統制の整備状況の不備。

（CyberOwlの販売プロセスにおける開示すべき重要な不備）

- ・ アフィリエイト報酬の特性を踏まえ、発生時点の会計上の見積りに基づく売上高の計上時に、売上高の計上額の

妥当性として根拠となる係数等に対して、経理担当者がチェックや証憑を確認する手順の構築が不十分だったことによる整備状況の不備。

前連結会計年度の内部統制報告書に記載した再発防止策別に当連結会計年度に実施した措置及び是正状況は以下の通りであります。

1. 事業の特殊性に応じたリスク評価・対応

・CyberOwlのアフィリエイト報酬について、事業の特性を踏まえたリスク評価と対応として広告主の承認が得られた確定売上高のみを計上する方法に変更し、当該変更を踏まえてCyberOwlの経理規程を改訂しました。その結果、売上高は会計上の見積りに基づく計上ではなくなり、確定売上高の計上に対する経理担当者のチェックや証憑を確認する手順によって、会計処理の正確性を担保しました。

2. 子会社役員・子会社経理（経営管理）・本社経理の権限分離と牽制機能の強化

・CyberOwlの統治形態を取締役会設置会社へ変更し、当社執行役員等をCyberOwlの取締役・監査役に選任しました。同社の取締役会において兼任等を禁止するルールの導入を決議するとともに、事業責任者と経営管理責任者が兼任する等の状態の有無を取締役会が継続的に管理・監督する体制を整備しました。これにより、事業責任者と経営管理責任者の兼任状態が解消されたことで、事業責任者による恣意的な会計計上等は困難になるとともに、決算数値等についてCyberOwlの取締役会にて継続的にモニタリングを実施しています。

3. 経理、内部監査の機能強化

・会計処理や会計数値に関する不正検知ツールを導入しました。当該ツールの導入により、主に売上高に関する指標について分析が行われ、ツールによって検知された事項について財務経理部門および内部監査部門によるチェックが行われ、その結果がCyberOwlの取締役会に報告がされる決算体制を整備しました。これにより、財務報告リスクの早期検知と是正機会を確保し、事業の特性を踏まえた実効性あるリスク評価と対応を行っています。

・内部監査室に一定の会計知識を有する者を配置するなどによる内部監査機能の強化を行いました。これにより、各内部統制に対する内部監査室による評価手続の実施において、財務報告リスクの観点をより踏まえたチェックや証憑の確認が行われるようになりました。

4. CyberOwl向け内部通報制度の周知の徹底及びコンプライアンス研修・教育の実施

・CyberOwlの役員・社員向けコンプライアンス研修を実施するとともに、内部通報制度の周知を行いました。コンプライアンス研修では受講することにとどまらず、全役員・従業員を対象に理解度テストを実施することでコンプライアンスの意識を高め、また、当該テスト内の設問において内部通報制度の利用意向を問う内容に対して全役員・従業員が内部通報制度を利用すると回答しており、制度理解が促進されました。なお、コンプライアンス研修や内部通報制度の周知を継続的に実施していくことを計画しています。

この結果、当連結会計年度末日時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。